

## 令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

おくの かつみ  
生活支援部長 奥野 勝己



### 仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

生活支援部は、高齢・障害・子ども・生活保護など広範囲にわたる福祉分野において、組織のマネジメント力を強化し、適切な業務運営を図るため、令和2年度の組織機構見直しにより、福祉部から独立して設置された新たな部であり、主に生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、民生委員・児童委員、戦没者の遺族に関する特別弔慰金といった業務や、様々な相談支援を行う福祉の最前線である福祉事務所を所管しています。

昨年度末から新型コロナウイルスが猛威を振るっており、その影響から経済活動が休止による就労収入減、離職、廃業などにより、生活困窮に陥る方々が生じております。これらの方々への支援のほか、思うように仕事が決まらない、生活費のやりくりで困っているなど、生活に困っている方々が、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度やその他の活用できる制度を利用することにより、再び自立した生活を安心して過ごせるよう寄り添った相談支援を行ってまいります。

また、市民サービスの向上に向けて、自己の業務において職員一人ひとりが、その有する能力を十分に発揮できるよう自己研鑽に努めるとともに、相談者が有する様々な課題の解決に向けて、関係機関と連携し、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。

### 1 生活保護の適正な執行について

令和2年度当初予算における生活保護費支給経費は324億円で、前年比で約6億円下回りました。また、令和2年4月現在の生活保護受給率（保護率）は3.75%で、前年同月比で0.14%下回っております。生活保護受給世帯数は平成26年度をピークに減少傾向となっており、これは有効求人倍率の上昇等の社会的要因があるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づき、今日的な課題である不正受給や医療・介護扶助の適正化を図るべく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」とともに、受給者個人に寄り添うオーダーメイドの就労支援など多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると考えております。

令和2年度におきましても「生活保護制度への信頼確保」と「財政負担の軽減」を実現すべく、引き続き平成28年度に東大阪市生活保護行政適正化推進本部において定めました「東

大阪市生活保護行政適正化方針」に基づき、就労支援、健康管理支援といった自立支援の取り組みや、医療・介護扶助の適正化、不正受給への適切な対応、生活保護返納金・徴収金への適切な対応など、生活保護の適正化を進めるとともに、必要な方に必要な範囲で保護を行うことにより、制度本来の趣旨である「最低生活の保障」と「自立の助長」を果たせるよう努めてまいります。

## 2 生活困窮者に対する自立支援の充実

生活困窮者自立支援法による支援を行っており、現在、法で定められた必須事業及び任意事業について全て実施し、平成30年10月1日付けの法改正の内容をふまえて支援制度の充実を図ってまいりました。

自立相談支援事業では増加する相談件数に対し、相談体制を強化しております。委託している就労準備支援事業や家計改善支援事業では、講座や面談回数の増加などにより、より利用しやすい形にしております。特に、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施は国の方針でもあり、対象者が抱える諸問題に対し包括的な支援ができるよう取り組んでおります。また、組織機構の見直しで新しく生活支援課が組織されたことに伴い、ひきこもりの状態にある者や家族が相談できる窓口の一元化に向けて準備を進めております。

### 令和元年度の振り返り

- ・生活保護制度への信頼確保の観点から制度の適正化に取り組んでおりますが、平成28年3月までを取り組み期間とした生活保護行政適正化行動計画を受け、引き続き重点的に取り組むべき項目として『生活保護行政適正化方針 令和元年度重点項目』を策定し、生活保護行政の適正な執行に取り組んでまいりました。
- ・生活困窮者自立支援事業として、就労支援や弁護士による債権整理相談等、各種メニューに取り組んでまいりました。特に就労準備支援事業や家計改善支援事業では実施回数と受け入れ人数を増加し、支援の充実を図ってまいりました。